

平成 20 年 第 1 回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 20 年 7 月 24 日

筑西広域市町村圏事務組合

平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第 1 日 (7月24日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
執行部の紹介	3
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
議長の辞職について	5
日程の追加	6
選挙第1号 議長の選挙	6
施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について	8
管理者の招集あいさつ	8
報告第1号から報告第2号 処分事件報告について	9
閉会中の継続審査の申し出について	16
閉 会	16

平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

平成20年7月24日（木）

午前11時開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 議長の辞職について

追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙について

日程第3 施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について

日程第4 報告第1号 処分事件報告について

報告第2号 処分事件報告について

（二件一括上程）

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（17名）

1番	小高友徳君	3番	尾木恵子君
4番	仁平正巳君	5番	堀江健一君
6番	秋山恵一君	7番	中田松雄君
8番	船橋清君	9番	萩原實君
10番	増田昇君	11番	林悦子君
12番	榎戸甲子夫君	13番	箱守茂樹君
14番	片平忠行君	15番	關四郎君
17番	鈴木聡君	18番	須藤一夫君
19番	孝井恒一君		

欠席議員（3名）

2番	増田俊夫君	16番	山口明君
20番	前場文夫君		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	富山省三君	副管理者	小西栄造君
副管理者	中田裕君	収入役	大木均君
常任幹事	大越洋一君	常任幹事	松岡正和君
常任幹事	飯鳶洋一君	事務局長	星野幸一君
事務局 総務課長	横田有司君	事務局 企画財政課長	小島徳幸君
筑西遊湯館長	近藤邦男君	県西総合 公園務所 きぬ聖苑 場長兼環 セ副所長 筑西地城 職センタ 所一長	氷鮑博君
次長兼 環境セン 一所長	百瀬正治君	副所長	赤野間敏雄君
消防本部長	飯村勝行君	筑西地城 職センタ 所一長	井関幸雄君
老人福祉施 設等支配人	沼田重夫君	筑西市 秘書課 市長	稲見猛君

職務のため出席した者

事務局次長	古谷好男君	事務局総務課 総務G係長	杉山雄一君
事務局総務課 総務G主任	岡野勇君		

◎執行部の紹介

○議長（秋山恵一君） 開会に先立ちまして、新たに執行部となられた方々をご紹介いたします。

結城市常任幹事、大越洋一君、事務局総務課長、横田有司君、事務局企画財政課長、小島徳幸君、筑西遊湯館長、近藤邦男君、筑西地域職業訓練センター所長、井関幸雄君、老人福祉施設等支配人、沼田重夫君。

以上で紹介を終わります。

◎開会の宣告

○議長（秋山恵一君） これより、平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

○議長（秋山恵一君） ただいまの出席議員は17名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、2番、増田俊夫議員、16番、山口 明議員、20番、前場文夫議員の3名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（秋山恵一君） まず、会議録署名者を組合金議規則第73条の規定により、10番、増田 昇議員、19番、孝井恒一議員の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（秋山恵一君） 地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（秋山恵一君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたさせます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第59号

平成20年7月24日

組合議会議長 秋山恵一 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

平成20年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため別添のとおり送付いたします。

別 記 管理者提出議案等目録

(平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会)

報告第1号 処分事件報告について(筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例)

報告第2号 処分事件報告について(筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

以上でございます。

○議長(秋山恵一君) これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長(秋山恵一君) 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る7月18日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、箱守茂樹議員。

[議会運営委員長 箱守茂樹君登壇]

○議会運営委員長(箱守茂樹君) おはようございます。平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、去る7月18日、議会運営委員会を開催いたしました結果につきましてご報告をいたします。

日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、議長の辞職についてであります。

日程第3は、施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任についてであります。

日程第4は、報告第1号 処分事件報告について及び報告第2号 処分事件報告についての2件を一括上程するものであります。

日程第5は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会におきまして決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げまして、ご報告にかえさせていただきます。

○議長(秋山恵一君) 以上で報告を終わります。

これより議事日程に入ります。

◎会期の決定

○議長（秋山恵一君） まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（秋山恵一君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議長の辞職について

○議長（秋山恵一君） 次に、日程第2については私の案件となるため、議長席を萩原副議長に交代いたしたいと存じます。

萩原副議長、よろしくお願いします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（萩原 實君） 副議長の萩原でございます。何分にもふなれでございますので、戸惑う点多々あるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第2、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、秋山恵一君の退席を求めます。

〔6番 秋山恵一君退場〕

○副議長（萩原 實君） 事務局職員に、議長、秋山恵一君から提出されました辞職願を朗読いたさせます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） 朗読いたします。

平成20年6月23日

筑西広域市町村圏事務組合議会副議長 萩原 實 殿

筑西広域市町村圏事務組合議会議長 秋山恵一
辞職願

今般、一身上の都合により組合議会議長を辞任したいから、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（萩原 實君） お諮りいたします。

秋山恵一君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（萩原 實君） ご異議なしと認めます。よって、秋山恵一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

秋山恵一君の除斥を解きます。

[6 番 秋山恵一君入場]

◎議長退任のあいさつ

○副議長（萩原 實君） 秋山恵一君のごあいさつをお願いいたします。

[6 番 秋山恵一君登壇]

○6番（秋山恵一君） 議長退任にあたりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

昨年7月、議員各位のご推挙により議長に就任させていただき、深く感謝をいたしながら、財政再建等を中心に、諸問題に積極的に取り組んでまいってきたところではございますが、志半ばのものも含め、至らぬ点、不行き届きな面も多々あったことと存じます。しかしながら、議員、執行部並びに多くの職員、市民の皆様方の力強いご支援、ご協力のおかげを賜りまして、大過なく務めさせていただきましたことに、本席をかり受け、改めて衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後ともに、より一層なる円滑な議会運営、筑西広域事務組合の限りないご発展、そして皆様方のますますなるご活躍とご健勝、ご多幸をともに併せ、心よりご祈念を申し上げ、粗辞ではございますが、御礼のごあいさつとかえさせていただきます。

大変お世話になり、ありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（萩原 實君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（萩原 實君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

資料作成のため、暫時休憩をいたします。そのまま自席にてお待ち下さい。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時14分

○副議長（萩原 實君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○副議長（萩原 實君） これより追加日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（萩原 實君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（萩原 實君） ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に片平忠行君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました片平忠行君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（萩原 實君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました片平忠行君が当選されました。

ただいま議長に当選されました片平忠行君が議場におられますので、本席から組合会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎議長就任のあいさつ

○副議長（萩原 實君） 片平忠行君、議長のごあいさつをお願いいたします。

〔新議長 片平忠行君登壇〕

○新議長（片平忠行君） ただいまご紹介をいただきました片平忠行でございます。一言ごあいさつを述べさせていただきます。

このたびの議長選挙に際しましては、皆様方のご推挙をいただき議長に就任できましたこと、大変心から厚く御礼申し上げます。今、改めて責任の重大さに身も心も引き締まる思いでございます。今後議長として、不撓不屈の精神を以て円滑なる議会運営をしてみたいと思いますので、議員の皆さんをはじめ、執行部並びに関係各位の皆様方の温かいご支援とご協力賜りますことをお願い申し上げます。御礼とあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（萩原 實君） これをもちまして議長席を交代いたします。

片平議長、議長席にお着き下さい。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（片平忠行君） 議長席を交代いたしました。

◎施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第3、施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任についてを上程いたします。

本件につきましては、委員の辞任に伴い定員に欠員が生じており、1名の委員を選出するものであります。

お諮りいたします。本件につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、指名いたします。

施設建設・環境整備推進特別委員会委員に、6番、秋山恵一君を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました6番、秋山恵一君を施設建設・環境整備推進特別委員会委員に選任することに決しました。

◎管理者の招集あいさつ

○議長（片平忠行君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
富山管理者。

〔管理者 富山省三君登壇〕

○管理者（富山省三君） 改めまして、おはようございます。

平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところ、こうして貴重な時間をちょうだいし、今臨時会にご出席を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます次第でございます。

ただいま議長選挙におきまして、筑西広域市町村圏事務組合議会議長にめでたく就任されました片平議長さんに対しまして、衷心よりお祝いを申し上げますとともに、よろしくお祈りを申し上げます次第でございます。

また、退任されました秋山前議長さんには、組合の事務事業等に積極的にご参加をいただき、厚く御礼を申し上げますとともに、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、今臨時会の提出案件の概要を申し上げます。

報告第1号並びに第2号は、専決処分させていただきました処分事件についてご承認をお願いするものでございます。

報告第1号は、平成20年度における職員の地域手当、期末勤勉手当、適用期間など職員の給与の特

例に関する条例についてでございます。

報告第2号は、職員の住居手当、通勤手当の変更に係る職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以上、提出案件等の概要を申し上げましたが、詳細につきましてはさらに担当者がご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつにかえる次第であります。

どうぞよろしく願いいたします。

◎報告第1号から報告第2号 処分事件報告について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第4、報告第1号 処分事件報告についてから報告第2号 処分事件報告について、以上2件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 報告第1号について説明をいたします。

これは、給与の特例に関する条例ということで、本年4月1日から施行する必要がございます、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をしたものでございます。

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、報告し、承認を求めます。

記といたしまして、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例

（平成20年3月21日処分）

平成20年7月24日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

でございます。

次ページをお開き願いたいと存じます。左側に専決処分書の写しがございまして、その右側でございますが、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

でございます。

この裏面、4ページ目をお願いいたします。

筑西広域市町村圏事務組合条例第8号

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例

これは、筑西市ではさきの議会で上程、可決されているものでございます。筑西市に倣い制定するものでございます。

内容といたしましては、本年度1年間に限りまして、地域手当3%の定めを2%にする。期末勤勉手当に組み込まれている役職加算額を2分の1にするというものでございます。

(趣旨)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和48年組合条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給与の特例を定めるものとする。

特例期間を定めるものでございます。4月1日から来年の3月31日までの1年間ということでございます。

(地域手当の特例)

第2条 特例期間における職員の地域手当に関する給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

地域手当3%を2%にするというものでございます。

(期末手当の特例)

第3条 特例期間における職員の期末手当に関する給与条例第19条の規定の適用については、同条第5項中「組合規則で定める割合」とあるのは「組合規則で定める割合の2分の1」とする。

これは、期末手当基礎額に加算する役職加算の割合につきましては、号給ごとにつきまして割合が定められております。これを2分の1にするというものでございます。

(勤勉手当の特例)

第4条 特例期間における職員の勤勉手当に関する給与条例第20条の規定の適用については、同条第4項中「読み替えるものとする」とあるのは、「組合規則で定める割合」の2分の1と読み替えるものとする」とする。

これは、期末手当に準じ読み替えるもので、勤勉手当基礎額に加算割合として定める割合、これを2分の1にするというものでございます。役職加算割を2分の1にするというものでございます。

附則でございます。この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2としまして、この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失うというものでございます。

続きまして、報告第2号についてご説明をいたします。

これは、給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、本年4月1日から施行する必要がありまして、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したものでございます。

処分事件報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、報告し、承認を求める。

記といたしまして、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(平成20年3月21日処分)

平成20年7月24日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

でございます。

裏面をお開き願いたいと存じます。左側に専決処分書の写しがございまして、その右側でございますが、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

でございます。

裏面、4ページ目をお願いをいたします。

筑西広域市町村圏事務組合条例第9号

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

これも、筑西市のさきの議会で上程、可決されておりますが、筑西市に倣い制定するものでございます。

内容といたしましては、自家居住等の住居手当の支給要件を、5年を経過していないものに限る改正。それから、自動車等で通勤する職員の通勤に係る加算額の範囲を変更する改正でございます。

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和48年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項ただし書を削り、同項第2号中「職員が居住している住宅」の次に「(新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに限る。次号において同じ。)」を加えるというものでございまして、自家居住及び扶養親族所有の住宅居住の職員である場合に、新築または購入の日から起算して5年を経過していないものに限り、月額2,500円の住居手当を支給しております。改正におきましては、5年を経過した後には月額1,000円の住居手当を支給してきたものを廃止するというものでございます。

第11条の3第2項第2号中「2,000円の額の範囲内」を「2,400円の額の範囲内」に改める。

通勤手当でございますが、通勤のために自動車等を使用することを常とする職員にありましては、2,400円の額の範囲内で、組合規則で定める額を加算した額とするということございまして、改正前においては2,000円の範囲内ということございましたので、この部分については20%増しということになるものでございます。

ちなみに5キロ未満ですと、2,000円プラス1,000円であったものが、2,000円プラス1,200円に変更になると。それから、5キロから10キロの範囲であれば、4,100円プラス1,500円だったものが、4,100円プラス1,800円になる。10キロから15キロの範囲であれば、6,500円プラス2,000円であったものが

2,400円になる、こういった変更でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（片平忠行君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） 処分事件報告第1号の問題ですけれども、この地域手当が100分の3のところを100分の2、2%にするというのですが、この筑西市は国からも、いわゆる地域手当3%ということで認められているわけなのだけれども、3%を何で2%に削ってしまうのでしょうか。

やはり広域組合の職員ということですが、実際に特に消防署関係の職員なんかでは、非常に最近、例えば救急医療ですか、救急車の出動というものについては過去に比べても1.7倍からの、いわゆる出動回数が増えて、年間8,000件近いということで、こういう24時間拘束された勤務体制のもとで、こういう過酷な仕事というか、そういうことに対する、1つにはこういう地域手当をやっぱり指定どおり3%を与えて、そしていわゆる救急隊員としての士気、モラル高揚というか、そういうものも必要なのではないかな。

特に最近、例の中国四川省の大地震を含めて、国内では矢継ぎ早に岩手・宮城内陸地震が起きて、多大な被害や犠牲が出たということで、そういう災害対策に対しても消防関係の皆さん方のそういう役割というか、そういうものは近年とみに見直されているというか、必要性が本当に重視されてきているし、しかも岩手・宮城内陸地震は、いわゆる30年以内に震度6強の地震発生がゼロとまで言われていた地域がああいうふうな、だからこの周辺でも、いつ震度6強の地震が起きかねない。そういうことですから、日本のどこの地域においてもこういう地震が起き得るということも考え合わせると、やっぱりそういった防災関係はもちろんのこと、そういう職員の士気を高める、そういった給与面での側面も必要だと思うのです。こういう点からも、私はやっぱり3%ということが、地域手当が認められているのだったら、2%ではなくて3%として地域手当をやっぱり支出というか、給与としてやるべきだと思うのです。

いろいろ聞いてみると、地域手当、筑西市は3%ということなのだけれども、今までやっていなかったのだね、これは。やっていなかったのですよ、ずっと。基準どおり支給していない。やっとならば、平成20年度に2%は認めましょうということで。だから、過去にさかのぼれば、非常に給与の問題については、職員のそういう給与がずっと削られてきて、基準どおり、しかも支給されていなかったということが判明してきているわけです。そういう点で、やはり私は基準どおり、国が認めているとおおり、地域手当3%としてやはり支給すべきだと思いますが、その点どうなっていますか。

それから、期末手当のいわゆる職員の役職、いろいろ割合がどうのこうのということで、今度は2分の1ということにするというのだが、これはどうなのですか。今までと、この改正ではどういうふう

な差が出てくるのかな。そういった改正というか、改定面についても、本当は聞かないで済むように説明していただきたいのです。

以上です。

○議長（片平忠行君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 鈴木議員さんのご質問にお答えをいたします。

地域手当でございますが、筑西広域の給与体系につきましては、組合の設立当初から旧下館市に倣ってまいりました。構成市の合併後におきましては、筑西市に倣っております。当初から筑西市の給与体系にずっと倣うということでもございましたので、今回3月の筑西市の定例議会で3%が2%になったというようなこと。それから役職加算、これも2分の1になったというようなこともございまして、それを基本にずっとやってきましたので、筑西市に倣うという経過でございますので、これに倣って変更をしたものでございます。

それから、期末手当の差額等のお話でございますが、期末勤勉手当では役職加算の支給割合が50%、いわゆる半分ということに変更になりますと、全体で約2,585万円の減額となります。1人当たりの平均では、約8万3,000円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 17番、鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 今事務局長が答弁したように、2,500万円の減額になると、期末手当なんかは。こういう時期に、なぜそうやって減額してしまうのか。削って、カットしてしまうのでしょうか。だから、職員の士気に関わる問題だと私は今も言ったように、やっぱりこの、管理者が本当は答えればいいのですが、管理者というのは一つも答えないのだね、この広域議会というのは。私、議長、管理者に答弁していただきたいと思うのですよ。

こういう大事なことを、ここへ来て、今事務局長が1人約8万5,000円ぐらい減額だと。公務員というのは、もうここ10年近く下がりっ放しなのですよ、給料というのは。小泉構造改革で、今の日本はひどいものだよ、これ。そういう中で、公務員が犠牲を強いられてきているわけなのだけれども、だから今公務員は大したものだなんて言う人はいないですよ、もうこの社会で。こういう中で、さらに平成20年度は減額して、しかもちゃんと地域手当3%見ていられているものを、今までも給与の支給していなかったものを、やっと今度2%だと。こういう事態で、先ほども言ったように、これからの日本はいろいろな面で、もう職員の士気を高めていかなければならない大事な時期だと。私が先ほども地震の例を出して話しましたがけれども、そういった点についても、やっぱりただ財政が大変なのだということで職員のほうに犠牲のしわ寄せをして、その困難さを抜けようという手法ですね、やり方というのは、やはりそういうものではない。

やはり仕事というのは職員がやるのですよ。職員が気持ちよく、給与の問題についてもちゃんと支給されれば仕事をするのですよ、意欲を持って。だから、職員のモチベーションだって、これは大きく影響していくわけです。一番賃金の問題は、これはもうやはり大変な関係をつくるわけですから、労使関係ですか、俗に言う。だから、こういった問題については、やはり職員の士気を高めるためにも、上げろとまでは言わないが、それは削らないで、だって特に広域組合の職員らは特殊勤務手当とか、いろんな手当がカットされてきているわけ。特に消防署関係なんかひどいものだわ。こういうのを本当は直してあげるべきなのですよ、管理者。

いろんな職員から話を聞きますよ。士気の低下につながりますよ、こういうことをやっていれば。防災関係だってこれから大変な問題も出てくるわけでしょう。地震なんかでも、先ほども言ったように。この筑西市だって、いつ何どき震度6強の地震が起きて、あの岩手・宮城内陸地震のような事態が起きかねないのです。こういう問題を考え合わせれば、やはりここへ来て職員の期末手当を減額するなんていうことは、やはりやるべきではないのです。

以上です。もう一回。これは3回までできるのですか、議長。2回までですか。では、もうちょっとやっていればよかったね、これは。

○議長（片平忠行君） 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

○事務局長（星野幸一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほども答弁をいたしましたけれども、昭和45年の組合設立以来、今の筑西市に倣うというような形ですと進めてまいりました。特に地域手当につきましては、結城市、桜川市では、これは出ておりません。こういった関係もありますが、筑西市以外に勤める消防職員あるいは事務局職員、そういった者にも支給をしていただいております。これは、先ほど議員さんが言われました、いろんな意味でのデメリットもあるというようなこともあって、お認め今年はいただいております。

今後ともずっと、いわゆる核となる部分について給料を倣っていきませんと、常に悪いほうに倣うという表現はおかしいですが、そういった傾向もあるのかなという気もしますので、今後とも筑西市の給与体系に倣い、進めていくように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） ほかにございませんか。

11番、林 悦子君。

[11番 林 悦子君登壇]

○11番（林 悦子君） 報告第1号、今の地域手当の問題について質問というか、説明の追加を求めたいと思うのですが、私どもは公務員といえども地域の納税者に支えられての地位だという面がありますから、職員の士気というのも、その基準はお金の問題だけではなくて、痛みを地域の住民とともに分かち合うという姿勢も士気を支えるものだと思いますので、地域手当が支給されている地域と、

そもそもない地域とある中で、1%であってもカットして配慮してくれたのだろうということでは、ありがたいというふうに思う気持ちはございます。

ただ、その決定の過程の中で、筑西市が国からの3%の地域手当の支給があって、それで桜川市、それから結城市も地域手当の支給がないということは知っていただきたいのです。その中で広域が運営されると、執行している、そもそも職員の中で今度は、その1%もないという者が、わずかこの広域、小さい圏内で生じるわけで、その辺の話し合いが、多分事務局や管理者の中でなされたと思いますので、ちなみにどのような意見が交わされたかだけは教えていただきたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（片平忠行君） 林悦子君の1回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） ただいまの林議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほど地域手当につきましては、筑西市のみが支給されると。そして、結城市、それから桜川市では支給されていないということでございます。そういった中にありましても、3%の支給がされたことはないということございまして、ちなみに1%であったり、ゼロのときもあったり、2%のときも、今年でございますが、そういった形でなっております。

そして、この地域手当につきましては、同じ広域内におきましても、特に消防職員だと思っておりますが、筑西市以外の結城市、桜川市に勤める職員もおります。こういう職員につきましても、これまでは、先ほど言いました役職加算が2分の1であるとか、いろんな面でデメリットが多かったというようなこともございまして、今年度まで広域職員全員に支給するというところでお認めいただいていたところでございます。

ただ、平成21年度からの地域手当につきましては、今言った支給されない地域もあるというようなこともありますので、これらについては今年度検討していきましようというような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片平忠行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認されることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（片平忠行君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 処分事件報告について、報告のとおり承認されることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第5、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長及び施設建設・環境整備推進特別委員会委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件については、両委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、両委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（片平忠行君） 以上で、今臨時会に付託された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉 会 （午前11時49分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成20年7月24日

議 長 片 平 忠 行 ⑩

前 議 長 秋 山 恵 一 ⑩

副 議 長 萩 原 實 ⑩

署 名 議 員 孝 井 恒 一 ⑩

署 名 議 員 増 田 昇 ⑩